

令和2年度 奈良県建築労働組合の目標賃金

後継者が育つ！賃金を望みます！

生活のための
賃金

目標賃金
日額 **26,000円**

職人の日当には交通費、
道具代、社会保険料・
退職金分などが全て含まれています。

| | |
|------|------------------------------|
| 必要経費 | 社会保険料 4,157円 (国保、年金、労災、建退共) |
| | 車両交通費 4,909円 (税金、保険、ガソリン代など) |
| | 道具損料 737円 (電動・消耗工具など) |
| 合 計 | 9,803円 |



※関西地協・各県連組合の平均参考値

月額実質賃金 340,800円
17,937円×19日

年間実質総賃金 4,089,636円
17,937円×228日

他産業との比較で建設労働者の賃金水準はどのあたりなのかをみると。
奈良県内全産業に従事する男性勤労者の平均年収は520万円で、昨年度より6万円下降。
建設労働者は408万円と110万円の開きがあります。

賃金引き上げのチャンスは今。

私たち建築職人の“生活に必要な賃金”として、必要経費を要求していきましょう！



国交省は公共工事設計労務単価を発表し、全国全職種平均単価は8年連続で引き上げられ、20,214円で
昨年の単価より2.5%増となりました。これは技能労働者不足が顕著な中、年収を引き上げないと若い世代の
入職が進まないという事からゼネコンや民間の発注者団体へ要請した結果です。

令和2年度公共工事設計労務単価は大工22,000円、左官23,600円などとなっています。この労務単価は労働者に支払
われる賃金であり、現場管理費や一般管理費の諸経費は含まれていません。※必要経費を含めた場合、大工では30,900円、左
官は33,200円となります。

私たち職人は健康保険等の会社負担もなく退職金もなく、車両交通費や道具損料なども実費負担しており、それら必要経費を全て
含んだものが日当賃金となっています。

他産業並みの賃金をめざし、私たちの暮らしと技能をささえ、後継者が育つ賃金とするには26,000円は必要あります。

町場の施主にも、建築職人労働者は「生活に必要な賃金」として26,000円必要であることを訴え、理解される取組みが必要で
あります。せめて公共工事設計労務単価などの金額をめざし、身に付けた技能『腕』を自負し、賃金運動を心がけていきましょう。

～労災保険の特別加入～

一人親方労災の加入範囲年間100人工未満の労働者使用

建築・建設の事業を行う方で、労働者を使用しないで建設業などをを行うことを常態とする方が一人親方労災に加入することができます。

ただし、1年間において労働者を使用する見込みが“100人工未満”となるような場合に加入できます。

一人親方労災は基本的に外注扱いとされていますので、すべての労災事故に一人親方労災を適用するという訳ではありません。
あくまでもその現場でどのような形態で働くかによって変わってくる可能性があります。

① 元請労災の適用になります。

一人親方労災加入者が、時に臨時の応援（職人）として働く場合や、事業所の常用職人として働く場合は、本人が加入している一人親方労災ではなく、元請労災を使用することになります。

労働条件通知書を交わし雇用関係を明確にしておいて下さい。

② 職人を雇用した場合は、必ず一括有期労災に加入を！

一人親方労災に加入している人が“元請”をした場合に、本人がケガした場合は一人親方労災を使用しますが、臨時の応援（職人）
を頼んだり、下請の事業主が職人を連れてきた場合には、一人親方労災ではこれらの人々に補償を行うことができません。

一括有期労災に加入する必要があります。

③ 親子（同居家族）で仕事をしている場合は、個々に一人親方労災保険に加入しないと労災保険は適用されません。

中小事業主特別加入労災とは

常時職人さんを雇用している場合は、一括有期労災保険に加入しなければなりませんが、その事業主本人や同居の親族（法人は取締役等）は、事業主（家族）特別加入することで、労災補償を受けることになります。

「事業主特別加入と一人親方労災とは補償範囲が異なります」

○ 事業主特別加入の休業補償は、原則、療養のための全部労働不能であることが支給条件です。

全部労働不能とは、入院しているか又は通院日のため従来の業務が全く出来ない状態等をいいます。

○ 一人親方労災は基本的に一般労働者と同じ補償で365日補償の対象となります。